

# 第2節 清 掃

## 1 ごみ処理事業

### (1) 収 集（環境事業部 環境事業管理課、環境業務課、環境事業所）

#### ① 家庭ごみ収集方法

種 別	収集回数	収 集 方 式
生活ごみ	週 2 回	各戸方式、ステーション方式、コンテナ方式
缶・びん	月 2 回	各戸方式、ステーション方式、コンテナ方式
ペットボトル	月 2 回	各戸方式、ステーション方式、コンテナ方式
プラスチック製容器包装	週 1 回	各戸方式、ステーション方式、コンテナ方式
小型金属	月 1 回	各戸方式、ステーション方式
蛍光管・乾電池 ・水銀体温計等	随時	拠点回収
使用済小型家電※1	随時	拠点回収
インクカートリッジ	随時	拠点回収
粗大ごみ※2	申込制	各戸方式、ステーション方式

※1 使用済小型家電として排出できない場合は、粗大ごみ（不燃小物類）として回収（ノートパソコン、携帯電話を除く）

※2 不燃小物類を含む

（注）上記以外に、市が収集する継続ごみ（日曜日及び1月1日から3日までを除く毎日・申込制）・臨時ごみ（申込制）がある。なお、排出者自ら清掃工場に自己搬入することも可能である。

#### ② 令和3年度家庭ごみ収集状況

収 集 量 (t)			家庭ごみ収集世帯数 (世帯)		
直 営	委 託	合 計	直 営	委 託	合 計
3,210 (1.9%)	165,427 (98.1%)	168,637	—	397,526 (100.0%)	397,526

（注）直営の収集量は、粗大ごみ（不燃小物類を含む）、使用済小型家電である。

（注）委託の収集量は、生活ごみ、缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属、蛍光管・乾電池・水銀体温計等、インクカートリッジ、継続ごみ、臨時ごみである。

（注）端数処理の関係で数値が合わない場合がある。

〔家庭ごみ収集量 内訳〕

区 分		収集量 (t)	割 合 (%)
ご み	生活ごみ	149,973	96.6
	粗大ごみ※	3,842	2.5
	継続ごみ	1,281	0.8
	蛍光灯・乾電池 ・水銀体温計等	124	0.1
	合 計	155,220	100.0
資 源	缶・びん	5,596	41.7
	ペットボトル	2,342	17.5
	プラスチック製容器包装	5,040	37.6
	小型金属	401	3.0
	使用済小型家電	36	0.3
	インクカートリッジ	1	0.0
	合 計	13,417	100.0

※ 不燃小物類を含む

(注) 端数処理の関係で数値が合わない場合がある。

(注) 表中の「0」は0.5未満、「0.0」は0.05未満であることを示している。

③ 手 数 料

区 分		単 位	手 数 料
継続ごみ収集		1月(おおむね週6回で1個につき1容器(36L))	家庭廃棄物 3,100円 事業系一般廃棄物 5,400円
臨時 ごみ収集	破砕施設を使用する廃棄物	1t又は2m <sup>3</sup>	家庭廃棄物 12,200円 事業系一般廃棄物 24,400円
	その他の廃棄物		家庭廃棄物 8,800円 事業系一般廃棄物 17,600円
清掃工場 直接搬入	破砕施設を使用する廃棄物	100kgまで	1,700円 100kgを超える場合は10kgごとに170円
	その他の廃棄物	100kgまで	1,100円 100kgを超える場合は10kgごとに110円
粗大ごみ収集(家庭廃棄物に限る)		1個	400~2,000円

(注) 処理数量がこの表の単位の欄に定める数量(以下「単位量」という。)未満であるとき、又はその処理数量に単位量未満の端数があるときは、これを単位量とみなして計算する。

④ 施設

名 称	環境事業所
所 在 地	南区赤坂台 5-41-1
電 話 番 号	273-2672
敷 地 面 積	2,630 m <sup>2</sup>
延 床 面 積	1,611 m <sup>2</sup>
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
開設年月日	平成10年4月1日
収 集 事 業	粗大ごみ <sup>※</sup> 収集      ふれあいサポート収集

※ 不燃小物類を含む

(2) 処 理 (環境事業部 環境事業管理課、環境施設課、クリーンセンター管理課)

① 令和3年度処理状況

ア 清掃工場搬入量

区 分		搬入量 (t)	割 合 (%)
家庭系	生活ごみ	149,973	61.3
	粗大ごみ <sup>※1</sup>	3,842	1.6
	継続ごみ <sup>※2</sup>	1,281	0.5
	直接搬入ごみ	7,926	3.2
	選別後残渣 <sup>※3</sup>	2,060	0.8
事業系	継続ごみ <sup>※2</sup>	9,546	3.9
	許可業者搬入ごみ	58,147	23.8
	直接搬入ごみ	10,914	4.5
環境系	環境美化ごみ	1,050	0.4
合 計		244,739	100.0

※1 不燃小物類を含む

※2 申込個数により家庭系と事業系に案分

※3 資源物の選別の際に発生した残渣を計上したもの

(注) 端数処理の関係で数値が合わない場合がある。

イ 清掃工場別搬入量

	東工場	臨海工場
年間総量 (t)	113,791	130,948
年間受入日数 (日)	361	363
1日平均 (t)	315	361

ウ リサイクル量

区 分	リサイクル量 (t)	割 合 (%)
缶・びん	5,140	10.9
ペットボトル	1,327	2.8
プラスチック製容器包装	4,389	9.3
小型金属	392	0.8
古紙類 <sup>※1</sup>	33	0.1
使用済小型家電	36	0.1
集団回収	16,199	34.3
蛍光管・乾電池・水銀体温計等	124	0.3
インクカートリッジ	1	0.0
庁内古紙	397	0.8
自主資源化 <sup>※2</sup>	1,218	2.6
剪定枝等	5,387	11.4
破碎処理施設からの鉄類回収 <sup>※3</sup>	490	1.0
溶融スラグ・メタル <sup>※4</sup>	12,124	25.7
合 計	47,255	100.0

※1 清掃工場で回収した古紙類

※2 民間の排出事業者（堺市内）が直接民間再資源化事業者と契約してリサイクルしている量

※3 クリーンセンター東工場第一破碎施設で破碎処理後に回収した鉄類

※4 クリーンセンター臨海工場で溶融処理した際に生成される溶融固化物

（注）端数処理の関係で数値が合わない場合がある。

（注）表中の「0」は0.5未満、「0.0」は0.05未満であることを示している。

エ 埋立量

単位：t

焼却灰・処理灰	直接埋立	合計
20,917 (99.9%)	27 (0.1%)	20,944

## ② 施設

### ア 焼却施設

名称	クリーンセンター 東工場第一工場	クリーンセンター 東工場第二工場	クリーンセンター 南工場	クリーンセンター 臨海工場
所在地	東区石原町1-102		南区御池台5-1-1	堺区築港八幡町 1-70
電話番号	252-0815		-	282-7400
敷地面積	54,733m <sup>2</sup>		49,592m <sup>2</sup>	29,953m <sup>2</sup>
建築面積	2,724m <sup>2</sup>	7,927m <sup>2</sup>	3,512m <sup>2</sup>	7,445m <sup>2</sup>
延床面積	5,476m <sup>2</sup>	22,792m <sup>2</sup>	5,406m <sup>2</sup>	13,624m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建	鉄筋コンクリート造 及び鉄骨造地下1階 地上4階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建
開設年月日	昭和52年4月1日	平成9年4月1日	昭和48年4月1日	平成25年4月1日
処理能力	150 t/日×2基	230 t/日×2基	150 t/日×3基	225 t/日×2基

(注) クリーンセンター東工場第一工場1号炉及びクリーンセンター南工場については、休止している。



クリーンセンター東工場第一工場



クリーンセンター東工場第二工場



クリーンセンター臨海工場

### イ 破碎処理施設

名称	クリーンセンター 東工場第一破碎施設	クリーンセンター 東工場第二破碎施設		クリーンセンター 臨海工場
所在地	東区石原町1-102			堺区築港八幡町 1-70
電話番号	252-0815			282-7400
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 スレート張 地下2階地上3階建	(東工場第二工場内)		(臨海工場内)
開設年月日	昭和54年4月1日	平成9年4月1日	平成30年7月31日	平成25年4月1日
処理能力	100 t/日 (5h)	50 t/日 (5h)	60 t/日 (5h)	16 t/日 (5h)

### ウ 資源化施設

名 称	リサイクルプラザ	貯留施設
所 在 地	中区深井畑山町30-1	東区石原町1-102 (クリーンセンター東工場内)
電 話 番 号	279-7953	252-0815
敷 地 面 積	1,994㎡	54,733㎡
建 築 面 積	975㎡	1,414㎡
延 床 面 積	1,854㎡	1,414㎡
構 造	鉄骨造3階建	鉄骨造平屋建
処 理 能 力	缶・びんの選別 30t/日 (5h)	(貯留容量 2,204㎡)



リサイクルプラザ

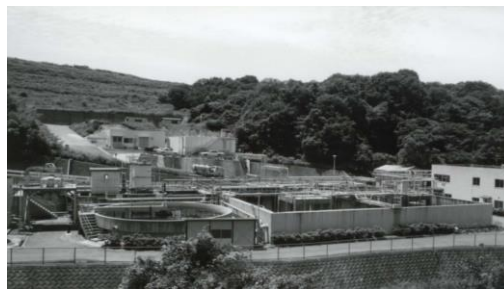


貯留施設

### エ 埋立処分地

名 称	南 部 処 理 場		
	旧処分地	第1期	第2期
処 分 地 区 分	旧処分地	第1期	第2期
所 在 地	南区畑1344		
電 話 番 号	293-5243		
埋 立 期 間	昭和53年11月～ 昭和63年10月	昭和63年11月～ 平成4年9月	平成4年10月～ 平成21年3月
埋 立 面 積	37,249㎡	37,200㎡	33,800㎡
埋 立 容 量	403,000㎡	194,600㎡	466,100㎡
浸出水処理施設	処理能力 500㎡/日		

(注) 平成20年9月の南部処理場への搬入停止後は、大阪湾広域臨海環境整備センターに全量搬入している。



南 部 処 理 場

(3) 産業廃棄物処理（第15章15-18頁参照）

(4) 環境美化対策（環境事業部 環境業務課）

① 不法投棄対策

監視カメラの設置や巡回パトロールを行うとともに、各区役所や施設管理者との連携を図りながら、不法投棄防止対策、必要に応じた即時処理に努めている。令和3年度は不法投棄が多発する場所に新たに監視カメラを設置するとともに、不法投棄されたごみの処理を2,649件行った。

② 環境美化の推進

まちの美化を推進するため、アドプト制度を取り入れた「堺市まち美化促進プログラム」により、本市の歩道、その他の公共施設の一定区域における清掃、緑化などのボランティア美化活動を定期的実施する自治会、企業その他の団体に対し、支援を行っている。

堺市まち美化促進プログラムには、令和3年度末現在227団体、8,323人の登録がある。

また、市民ボランティアによる清掃活動で出たごみ（町会清掃）は随時収集しており、令和3年度は2,735件の収集作業を実施した。

③ 路上喫煙等対策

平成21年10月に路上喫煙や空き缶等のポイ捨てに対する罰則が規定された堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例を施行し、平成22年4月には堺東駅前広場、堺駅前（西・東）広場、大小路筋及び市役所周辺を路上喫煙等禁止区域に指定し、平成23年4月からは違反者の過料徴収など実効性のある対策に取り組んでいる。また、全市的な取り組みとして、市内主要駅頭での啓発キャンペーンを実施している。更に、平成26年12月に堺東駅西側周辺と中百舌鳥駅周辺を、平成29年1月に三国ヶ丘駅周辺を、平成31年3月に堺市駅周辺及び堺市駅前商店街周辺を、令和4年4月に光明池駅周辺を「路上喫煙等マナー向上重点啓発区域」に指定し、重点的に啓発活動を実施している。加えて、市民や来訪者の喫煙マナー等の更なる向上を図るため、市が実施する喫煙マナー向上のための様々な取り組みに参加していただける市民や事業者をサポーターとして登録する「路上喫煙等マナー向上サポーター制度」を開始し、市民や事業者と協働した取り組みを進めている。

(5) 亡くなった犬や猫などの小動物の引き取り等（環境事業部 環境業務課）

申込制による引き取り（有料。飼い主不明の場合は無料）や市役所本庁舎への持込（無料）により回収した亡くなった犬や猫などの小動物を焼却している。引取手数料は、飼い主のあるものは1件につき1,900円、飼い主のないもの及び持ち込む場合は無料である。また、令和2年6月より動物専用炉での焼却を選択できることとした。焼却手数料は、2kg未満は1,000円、2kg以上5kg未満は2,000円、5kg以上10kg未満は3,500円、10kg以上は5,000円である。令和3年度の焼却数は7,326体であった。

(6) 減量化・リサイクル対策（環境事業部 資源循環推進課、クリーンセンター管理課）

① 堺市有価物集団回収報償金交付制度

ごみの減量と資源の有効利用を推進するため、地域で自主的に行われている集団回収に対し、報償金を交付する制度を設けている。対象品目は新聞、雑誌・その他の古紙、ダンボール、紙パックと、古着・古布で、報償金は1kgにつき4円である。

令和3年度実施状況

回 収 量 (t)						報償金総額 (千円)
新聞	雑誌・その 他の古紙	ダンボール	紙パ ッ ク	古着・古布	合計	
9,231	3,009	2,827	38	1,094	16,199	64,707

(注) 令和3年2月～令和4年1月分である。

(注) 端数処理の関係で数値が合わない場合がある。

② 資源回収事業

ア 分別収集

ごみの減量と資源の有効利用のため、平成21年10月から旧堺市区域でペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属の分別収集を開始し、平成22年4月からは古紙類を除き美原区も分別収集品目の統一を行った。なお、美原区における古紙類の分別収集については、令和3年3月31日に終了した。

イ 拠点回収

○ 使用済小型家電

平成27年8月から、貴金属・レアメタル等の資源の有効活用を図るため、使用済小型家電のリサイクルを開始した。本庁・区役所（7か所）、市内協力店舗（14か所）に回収ボックスを設置し、回収している。

○ インクカートリッジ

平成29年11月から、資源の有効活用を図るため、インクカートリッジのリサイクルを開始した。本庁・区役所（7カ所）、市内の協力店舗（20カ所）に回収ボックスを設置し、回収している。

③ 事業系ごみの減量化対策事業

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例において、一定基準以上の延べ床面積を有する事業用大規模建築物の所有者に対し、「廃棄物管理責任者」の選任と「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務づけ、計画書に基づく実施状況を訪問調査し、排出前対策や資源化によるごみの減量を強く求めている。また、清掃工場において搬入物検査を随時実施し適正処理の指導を行っている。



また、事業者から排出されるリサイクル可能な紙類をリサイクルルートへ誘導するため、平成30年4月から「堺市事業系古紙回収協力事業所制度」を開始し、排出事業者に周知を行っている。

#### ④ 情報発信事業

ごみの4R運動（①Refuse（リフューズ）：ことわろう～発生源でごみを断つ～ ②Reduce（リデュース）：げんりょうしよう～ごみとなるものを減量する～ ③Reuse（リユース）：くりかえしつかおう～くり返し使う～ ④Recycle（リサイクル）：さいしげんかしよう～再資源化する～）をごみの発生・排出抑制、減量化の基本方針とし、以下の事業を行っている。

##### ア 出前講座

職員が講師として地域に出向き、スライドやごみの見本等を用いて、ごみの減量化・リサイクルや分別等について説明

##### イ ごみ処理施設見学会

クリーンセンター東工場第二工場や臨海工場、リサイクルプラザで行う施設見学や小学校の社会見学

##### ウ 堺市ごみ減量化推進員制度

地域でのごみの減量化推進における市と市民との橋渡しを担うごみ減量化推進員（単位自治会に原則1人）の設置

##### エ 「生きごみさん<sup>(※)</sup>」講習会

参加者を広報さかいやホームページなどで公募し、各区役所等で「生きごみさん」講習会を開催

(※) 段ボール箱を使い、腐葉土中に生息する微生物（好気性菌）等と米ぬかを利用した、家庭でも気軽に取り組める生ごみの堆肥化方法

##### オ 堺市食べきり協力店制度

食品ロスなどの食品廃棄物の削減に向けて、小盛りメニューの導入や食べ残し削減の啓発活動などに取り組んでいる飲食店や宿泊施設を「食べきり協力店」として認定し、市民に各店舗の取り組みなどの情報を発信

##### カ 堺市エコショップ制度

使い捨てプラスチックの削減、食品ロスの削減など、ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む小売店等を「エコショップ」として認定し、市民に各店舗の取り組みなどの情報を発信

##### キ 使い捨てプラスチック削減の推進

事業者、市民団体、本市の3者で「堺市域における使い捨てプラスチック削減に関する協定」を締結し、3者協働によりレジ袋を含む使い捨てプラスチック削減に取り組んでおり、市民のレジ袋削減意識向上のため、「マイバッグ携帯キャンペーン」を実施

その他、ごみ減量ポスター展の開催や各区民まつり等イベントへの参加など様々な機会を利

用し、情報発信を行っている。

これらの情報発信活動により、市民のごみ減量化・リサイクルへの理解を一層深め、循環型社会の構築に向けての意識改革を図っている。

**(7) 事業系一般廃棄物処理業等（環境事業部 資源循環推進課）**

事業系一般廃棄物の収集運搬について、排出事業者自らが行う以外に、事業者の減量化・資源化意識の高揚と自己処理責任の明確化を図るとともに、排出者の多様なニーズに対応できるよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、収集運搬業の許可制度を設けている。

また、ごみの減量化や資源化を目的に、適正に再生処理されることが確実であると認められる場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、処分業の許可又は再生利用業の個別指定を行っている。

**一般廃棄物処理業許可件数**

事業の種類	許可件数
収集運搬業	85
処分業	2

**一般廃棄物再生利用業個別指定件数**

事業の種類	指定件数
再生輸送業	11
再生活用業	1

**(8) 廃棄物発電（環境事業部 クリーンセンター東工場、環境施設課）**

クリーンセンター東工場第二工場及び臨海工場では、地球温暖化防止の一環としてCO<sub>2</sub>の排出抑制につながる廃棄物発電を行っている。各清掃工場で使用する電力を廃棄物発電で賄い、余剰電力を電気事業者に売却している。またクリーンセンター東工場第二工場では、平成16年4月から市立のびやか健康館にも余剰電力を供給している。令和3年度は、年間総発電量のおよそ2/3を余剰電力として売却した。

**発電出力**

	東工場第二工場	臨海工場
蒸気タービン発電機	12,600kW	13,500kW
ガスタービン発電機	4,100kW	—
ガスエンジン発電機	—	815kW×3基
合計	16,700kW	15,945kW

(9) のびやか健康館（環境事業部 環境事業管理課）

ごみの焼却余熱を利用した、プールやテニスコートなどの多種多様なスポーツ施設を配置した複合型健康増進施設である。

所在地	北区金岡町2760-1
電話番号	246-5051
敷地面積	26,500㎡
建築面積	6,732㎡
延床面積	9,866㎡
開設年月日	平成16年4月1日
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 （一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造） 地下1階地上2階建
事業方式	公設民営方法
施設運営主体	株式会社COSPAウエルネスを指定管理者として指定 （株式会社オージスポーツから令和4年7月1日付け社名変更）



のびやか健康館

施設の概要

屋内施設	温水プール	○25mプール（7コース） ○ファミリープール ○マッサージプール（体をリラックスさせるプール） ○ウォーキングプール（水中歩行用プール）
	フィットネス	ジム、スタジオ
	温浴施設	大浴場、露天風呂、サウナ
	屋内スポーツ練習場	テニス、フットサル（ミニ・サッカー）等に対応
屋外施設	多目的グラウンド等	
付帯施設	駐車場、駐輪場等	

（注）蒸気・電力は隣接する東工場から供給している。

## 2 し尿処理事業

### (1) 収集（環境事業部 環境業務課）

#### ① 収集方法

おおむね月2回の収集を委託業者により有料で実施している。

#### ② 令和3年度収集状況

収集量 18,707kL（浄化槽汚泥を含まない。） 収集世帯 3,245世帯

#### ③ 手数料

##### ア 手数料一覧

（平成12年4月1日改定）

種別	区 分		単 位	手 数 料	
し尿	継続的な処理	定額制によるもの	1人 1月	普通便槽	240円
				無臭便槽	240円 ただし、1便槽につき 360円を加算する。
				簡易水洗式便槽	620円
		従量制によるもの	30L	180円	
	臨時的な処理	便所の改造、廃止その他 特別の理由によるもの	1回	基本手数料	1,200円
し尿量手数料 (300Lまでごと)				1,800円	

- (注) 1 処理数量が、この表の単位の欄の定める数量（以下「単位量」という。）未満であるとき、又はその処理数量に単位量未満の端数があるときは、これを単位量とみなして計算する。
- 2 区分の欄において、従量制によるものとは次のとおりとする。
- (1) 事業所等で不特定の人が使用する便槽
  - (2) その他市長において特に従量制によることが適当であると認める便槽
- 3 手数料の欄において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 普通便槽：構造上、便器の使用時、し尿収集時等に水の使用又は投入を必要としないものをいう。
  - (2) 無臭便槽：構造上、し尿収集時等に水の投入を必要とするものをいう。
  - (3) 簡易水洗式便槽：構造上、便器の使用時に少量の水等の使用を必要とするものをいう。

##### イ 徴収方法

#### ○ 定額制

納入通知書を発行し徴収する。

#### ○ 従量制

収集した月の翌月20日までに市の徴収委託業者が徴収する。

#### ○ 臨時収集

収集時に市の徴収委託業者が徴収する。

(2) 処 理（環境事業部 環境事業管理課、浄化ステーション）

① 令和3年度処理状況

浄化ステーション		三宝水再生センター		合 計
処理量	構成比	処理量	構成比	
28,515kL	77.8%	8,146kL	22.2%	36,660kL

（注）端数処理の関係で数値が合わない場合がある。

② し尿処理施設

名 称	浄化ステーション	三宝水再生センター （し尿処理に係る部分）
所 在 地	西区草部1120-1	堺区松屋大和川通4-147-1
電 話 番 号	271-1493	232-4958
敷 地 面 積	10,468㎡	…
建 築 面 積	1,651㎡	335㎡
延 床 面 積	3,396㎡	757㎡
構 造	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建	…
開設年月日	平成16年9月10日	平成22年4月18日
処 理 方 式	前処理+下水圧送	下水道直接投入方式
処 理 能 力	280kL/日	100kL/日

（注）三宝水再生センターは、上下水道局下水道部所管の施設



クリーンセンター浄化ステーション

(3) 一般廃棄物（浄化槽清掃汚泥等）処理業（環境事業部 資源循環推進課）

浄化槽清掃汚泥等の適正な処理を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、収集運搬業の許可制度を設けている。

事業の種類	許可件数
収集運搬業（浄化槽清掃汚泥等）	24